

法的トラブルから中小企業を守る

コモンBiz^{ビズ}

法務費用保険



エール少額短期保険

経営に、弁護士という戦略を。

トラブルの発生を防ぎ、いざというときに経営者と従業員を守るために。

売掛金回収
トラブル

10万9,333件

この数値は、1年の間に、売買代金の支払いをめぐるトラブルが起きた件数の推計値です。

企業経営において取引は必須のもの。しかし、そこには必ずリスクが潜みます。

その代金、本当に100%支払ってもらえる保証はありますか？万が一の場合の備えはありますか？

【データ出所】平成26年司法統計 / 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第6回 平成27年7月10日） / 紛争行動調査基本集計書を基に弊社推計

従業員との
トラブル

労働や勤務の
トラブル

請負契約上の
トラブル

近隣との
トラブル

お客様からの
苦情トラブル

不動産賃貸
トラブル

委任契約上の
トラブル

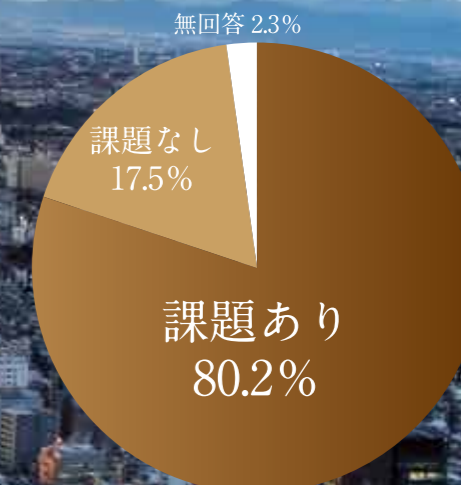
知的財産権
侵害等の
トラブル

交通事故等の
偶発事故
トラブル

中小企業の80%が法的トラブルの存在を認識

中小企業における法的課題の認識
【データ出所】日本弁護士連合会 2008年「中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」より

80%



従業員数100名以下の中小企業では顧問弁護士がいないことも。

| 従業員数 | 顧問契約をしていない企業の割合 |
|----------|-----------------|
| 10人以下 | 89.9% |
| 11人~20人 | 80.2% |
| 21人~50人 | 70.9% |
| 51人~100人 | 46.4% |

顧問弁護士・相談できる弁護士の有無
【データ出所】日本弁護士連合会 2008年「中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」より



「コモンBiz法務費用保険」であれば
法的トラブル発生後の補償だけでなく
法的トラブルを未然に抑止するための
「安心サポート」をご提供します。
さらに経営者特典も付帯されます。



法的トラブルを予防するためのサポート

安心サポート (付帯サービス)



経営者の方に突然降りかかる
危機の解消をサポート

経営者特典



実際に起きた法的トラブルを
費用面でサポート

法務費用の補償

安心サポート (付帯サービス)

法的トラブルの予防と早期解決のためのサービスを
「コモンBiz」の付帯サービスとして契約者または被保険者がいつでもご利用いただけます。

01 | 弁護士直通ダイヤル

取引先やお客様とのトラブルに関する
初期相談を弁護士に直接電話で相談できます。



- 一般的な法律上のアドバイスについて 20分まで無料相談できます

02 | リーガルチェック相談サービス

契約書や契約内容の相談、突然届いた内容証明郵便などへの対応を
弁護士に直接電話で相談できます。



- 契約書のチェックや相談は同一事案につき 30分程度の内容までが無料となります。

03 | 弁護士検索サポート

トラブルの内容に応じた弁護士探しをサポートします。



- 24時間、365日ご利用可能です。また何度でも無料でご利用いただけます。
- 選定された弁護士の対応は平日のみとなります。

上記以外にもトラブルに特化した専門のヘルプナビがございます。詳細は当社ホームページにて。

経営者特典 (付帯サービス)

役員様が利用できる特典です。経営者の方に突然降りかかる危機の解消をサポートします。

特典1 冤罪ヘルプナビ

冤罪トラブル時、
弁護士に初動対応を相談できます。

特典2 示談交渉人 案内サービス

トラブルの相手方と示談交渉を行う
専門家(弁護士)の情報を提供します。

《冤罪ヘルプナビについて》

- 電車で痴漢に間違えられたときなど、あらゆる冤罪時の初動対応を弁護士に直接ヘルプコールできます。
- 弁護士に連絡が取れるまでの間、音声にて初動対応をガイダンスいたします。
- 事件発生後 48時間以内の弁護士への相談料や接見費用は当社が負担いたします。

付帯サービスに関する詳細ならびにご留意事項は当社ホームページの「契約者マイページ」にてご確認ください。

2つの保険金で企業を守る

いざというときも保険があるから、泣き寝入りせず戦える。

法務費用保険金

弁護士等への事件委任によって生じた着手金、手数料、日当、報酬金

※弁護士等の旅費交通費は対象外です。

保険金が支払われる場合の主な法的トラブル

| | | | | |
|--------------|---------------|---------------|------------|------------------|
| 納入・支払先とのトラブル | 売掛金等回収トラブル | お客さまからの苦情トラブル | 従業員とのトラブル | 労働や勤務のトラブル |
| 不動産賃貸トラブル | 知的財産権侵害等のトラブル | 近隣とのトラブル | 委任契約上のトラブル | 偶発事故(交通事故等)のトラブル |

お支払いする保険金の計算例

※プレミアムプラン・同一保険期間において1回目の法的トラブルの場合

| | | | | | |
|---------|------------|---|--|---|-------------|
| 法務費用保険金 | 委任契約時(着手金) | = | 基準法務費用 ^{*1} - 免責金額5万円 ^{*2} | × | 基本てん補割合 70% |
| | 手数料・日当 | = | 基準法務費用 ^{*1} | × | 基本てん補割合 70% |
| | 事件終了時(報酬金) | = | 基準法務費用 ^{*1} | × | 基本てん補割合 35% |

*1 保険金の計算の基準となる弁護士報酬等の額は、普通保険約款に定めた方法で算出した金額です。
*2 免責金額は同一保険期間での法的トラブル回数によって金額が異なります。1回目5万円/2回目10万円/3回目20万円

法律相談料保険金

弁護士等への法律相談によって生じた法律相談料

法律相談料保険金 不担保特約

すでに顧問弁護士がいる場合、法律相談料保険金不担保特約を付加することで保険料が安くなります。

3つのプラン

| | | プレミアムプラン | スタンダードプラン | エコノミープラン |
|--|--------|----------|-----------|----------|
| 最大支払額(通算限度額) ※最初の契約日以降、すべての保険期間の保険金支払額を合計した金額 | | 5,000万円 | 3,000万円 | 1,000万円 |
| 年間限度額 ※同一の保険期間(1年間)における総支払額の限度額 | | 1,000万円 | 600万円 | 200万円 |
| 1事案限度額 | | 500万円 | 300万円 | 100万円 |
| 基本てん補割合 | 着手金 | 70% | 70% | 50% |
| | 手数料・日当 | 70% | 70% | 50% |
| | 報酬金 | 35% | — | — |
| 年間限度額 ※同一の保険期間(1年間)における総支払額の限度額 | | 50万円 | 24万円 | 10万円 |
| 1事案限度額 | | 20万円 | 5.5万円 | 2.2万円 |
| 月払い保険料 ^{*3} | | 54,000円 | 22,800円 | 11,800円 |
| 法律相談料保険金を不担保にした場合 | | | | |
| 月払い保険料 ^{*3,4} | | 37,800円 | 17,800円 | 10,000円 |

*3 更新後の保険料は、支払実績に応じて増減することがあります。
*4 法律相談料保険金不担保特約を付加した場合の保険料です。法律相談料保険金の支払いはありません。
※ 契約可能な企業は下記の条件を満たす場合となります。
1. 次の(1)(2)のいずれか (1)年商20億円未満 (2)年商50億円未満かつ従業員数100名未満
2. 弁護士報酬支払額150万円未満(過去3年の年平均・顧問料含む)

お申込みに際しては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「普通保険約款」を必ずご確認ください。

保険金が支払われる法的トラブル事例

プレミアムプラン加入時のトラブルの保険金支払例



「商品代金を払ってくれない！」

訴訟を起こしても回収したいが顧問弁護士はいないし、法務部もない。一体どうすれば？

事例

自社のウェブサイトを見て、電話で問い合わせをしてきた**新規の取引先**。大手企業との取引実績も持っていることから、信用をし、仕事を受けることに。作業に入る前に、幾度も会議を重ね**仕様を確定させ合意**をしていたが、**納品の段になって**、「発注した際のイメージと違う」とクレームをつけ、**代金を払わない**…。

経営者の悩み

自社には法務部もなく、顧問弁護士もいなかったため、**経営者自身が相手先と代金の支払交渉**することに。また、弁護士と契約して対応するとなると高額な費用がかかるイメージがあったため、弁護士探しも躊躇することに。

コモンBizであれば

コモンBizにご加入いただければ、付帯サービスの「**弁護士検索サポート**」を活用して、弁護士を簡単に検索いただけます。また、「**保険金により各種費用面**」でも貴社をサポートします。



*1 弁護士費用の内訳：法律相談料 5 万円（日本弁護士連合会 2009 年「中小企業のための弁護士報酬の目安」より） / 弁護士費用 327 万円（着手金：109 万円、報酬金：218 万円（日本弁護士連合会旧弁護士報酬基準を参考に算出） / 訴訟費用 8 万円（裁判所ウェブサイト「訴え提起時の手数料として算出」）
 *2 各種保険金の内訳：法律相談料保険金 5 万円 / 法務費用保険金 149.1 万円（着手金部分：（109 万円 - 5 万円） × 70% = 72.8 万円 / 報酬金部分：218 万円 × 35% = 76.3 万円）（この金額は事例であり、各種支払を保証するものではありません。）（表示未満切り捨てて表示しています。）

保険料等級について

支払実績に応じて等級（1 等級～20 等級）が決定され、毎年の保険料が増減します。ご契約当初の等級は 10 等級からスタートします。

保険料と等級のイメージ



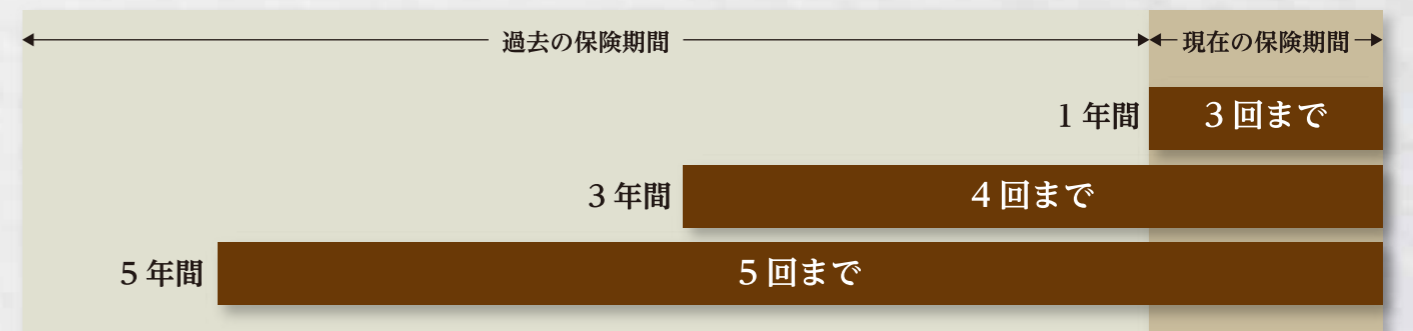
特約・特則について

以下の特約を契約時に付加いただけます。特則は自動的に付加されます。

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 特定原因事故不担保特約 (保険料の等級のアップによる保険料割引) | 従業員トラブル を不担保とする場合、 保険料等級が 1 等級アップ | 2つのトラブル を 不担保とする場合、 保険料等級が 2 等級アップ |
| | 不動産貸借トラブル を不担保とする場合、 保険料等級が 1 等級アップ | |
| 法律相談料保険金不担保特約 | 法務相談料保険金 を不担保とすることで保険料が安くなります。 | |
| 被告事件割増補償特則 (この特則に対する保険料はありません) | 責任開始日（契約日）から 3 年経過し、保険料等級が 13 等級以上の場合、被保険者が相手方から訴えられて訴訟事件の当事者となったとき、法務費用保険金の着手金・手数料・日当の 基本てん補割合を 20% 割増 します。 ※報酬金についての割増はありません。 | |

法務費用保険金の支払回数限度について

過去に遡り、以下の保険期間ごとに定めた支払回数限度を超えて法務費用保険金を支払いません。



お申込みに際しては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「普通保険約款」を必ずご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

待機期間と不担保期間について

・責任開始日後、一定の期間に発生した原因事故については、保険金支払いの対象とならない場合があります。



支払対象外の法的トラブルについて

・次の表で、「-」印があるものは、保険金の支払対象外です。
 ・支払対象外の事由は他にもあります。詳しくは、普通保険約款にてご確認ください。

| 法的トラブルの内容 | 法律相談料保険金 | 法務費用保険金 |
|----------------------------------|----------|---------|
| 相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの | - | - |
| 共有物の分割、境界の確定または筆界の特定に係るもの | - | - |
| 行政・税務不服申し立て、行政・税務事件訴訟 | ○ | - |
| 破産、民事再生、その他倒産処理事件および債務整理事件 | ○ | - |
| 金銭消費貸借契約に係る事件、およびその民事執行手続 | ○ | - |
| 事業資金の出資、有価証券投資に係る事件 | ○ | - |
| 会社法に関する法律事件（株主代表訴訟など） | ○ | - |
| 事業の譲渡・買収・合併、事業承継または事業財産の相続に係る事件 | ○ | - |
| 刑事事件、少年事件、医療観察事件 | ○ | - |

免責事由

・次の法的トラブルについては、保険金を支払いません。（「-」印は保険金をお支払いしないことを意味します）
 ・免責事由は他にもあります。詳しくは、普通保険約款にてご確認ください。

| 免責事由 | 法律相談料保険金 | 法務費用保険金 |
|--|----------|---------|
| 次の事由に起因・付随・随伴して生じた原因事故 戦争その他の変乱、暴風雨・豪雪・地震・津波・その他の異常な自然現象、核物質の作用、大気汚染・地盤沈下・液状化など、発がん性物質の作用 | - | - |
| 公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為 | - | - |
| 次に掲げる者を相手方として弁護士等委任契約を行う場合 保険契約者、当社、事業型契約の場合における被保険者の事業の株主・役員、他の法務費用保険の保険者、保険金を支払わない相手方として保険証券に記載された者 | - | - |
| 被保険者が原因事故の解決を委任した弁護士等との間で紛争になった場合 | - | - |



- コモン Biz の正式名称は「法務費用保険」です。
- このパンフレットは、商品の概要を説明しています。お申込みに際しては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「普通保険約款」を必ずご確認ください。
- 募集代理店および少額短期保険募集人はお客さまとエール少額短期保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してエール少額短期保険株式会社が承諾した時に有効に成立します。

お申込みに際しては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「普通保険約款」を必ずご確認ください。



エール少額短期保険

〔引受保険会社〕

エール少額短期保険株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第76号

〒104-0043 東京都中央区湊2-2-8 CKビル4階

ご契約内容に関するお問い合わせ / 苦情・相談窓口

0120-888-727

保険金請求に関するお問い合わせ

0120-000-455

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日等を除く）

URL <http://yell-lpi.co.jp>

2018-OP・募-029

〔募集代理店〕